

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、小田原市及び南足柄市（以下「両市」という。）が人口減少及び少子高齢化に対応するための安定的な行政サービスの提供体制の構築について協議するために共同で設置する協議組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議組織の名称は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 行財政基盤強化策としての合併に関すること。
- (2) 権能強化策としての大都市制度の活用に関すること。
- (3) 中心市と周辺自治体との新たな広域連携体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県西地域における中心市のあり方に関すること。

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、小田原市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員（監事である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

- 2 会長は、小田原市長をもって充てる。
- 3 副会長は、南足柄市長をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 両市の副市長
- (2) 両市の教育長
- (3) 神奈川県県西地域県政総合センター所長
- (4) 神奈川県政策局自治振興部市町村課長
- (5) 両市の議会の議員であって当該議会の議長が推薦する者
- (6) 学識経験を有する者であって両市の市長の協議により定めた者
- (7) 次の団体の長が推薦する者

- ア 自治会関係団体
- イ 経済関係団体
- ウ 福祉関係団体
- エ 教育関係団体

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催日時及び場所並びに会議に付すべき事項について、あらかじめ副会長及び委員に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(会議の運営)

第9条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、原則として公開するものとする。
- 4 会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(小委員会)

第10条 会長は、第3条各号に掲げる事務の一部について調査し、又は審議させるため、協議会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に両市の職員により構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、両市の市長が任命した者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第13条 協議会に要する費用は、両市の負担金及び公益財団法人神奈川県市町村振興協会の助成金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(決算の監査)

第15条 協議会の出納の監査は、監事が行う。

- 2 監事は、委員のうちから会長が定めた者をもって充てる。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合において、協議会の収支は、当該解散の日をもってこれを打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年10月21日から施行する。